

The Actual Conditions of Uninhabited Temples
and its Tendency of Families of Chief Priests in
Chugoku Mountainous Area : A Case Study of
Bihoku Area in Hiroshima Prefecture

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中條, 暁仁 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00028500

中国山地における寺院の無居住化と寺族の動向 —広島県備北地域を事例として—

The Actual Conditions of Uninhabited Temples and its Tendency of Families of Chief Priests
in Chugoku Mountainous Area: A Case Study of Bihoku Area in Hiroshima Prefecture

中條 暁仁¹

Akihito NAKAJO

(令和3年11月30日受理)

1. はじめに

近年の中山間地域では長期にわたる人口流出による少子高齢化が顕著となり、高齢人口すら減少に転じる地域も現れるなど、本格的な人口減少社会に突入している（山本・高野，2013）。こうした状況下において、地域住民の社会関係を生み出してきた社会的結節点の減少が進んでおり、地域社会の持続可能性を考えるうえでこの動向を展望することは重要である。

我が国の地域社会において社会的結節点の役割を担ってきた施設として、宗教施設が挙げられる。とりわけ本稿で対象とする寺院は、宗教施設の中でも集落の中において人々に寄り添い、葬祭儀礼や生活上の相談や支援のニーズに対応したり、親族の紐帯を確認したりする機能を担ってきた¹⁾。文化庁の報告によれば、寺院数は2013年現在で全国に77,392ヶ寺にのぼる。その空間的分布は「檀家制度」とよばれる近世期の宗教政策の影響もあって、都市のみならず中山間地域にまで広く分布している。しかし、近年、その寺院が中山間地域を中心に消滅していくとする「寺院問題」が近年指摘されるようになってきた（例えば、櫻井・川又編，2016；相澤・川又編，2019）。宗教法人を所管する文部科学省（文化庁）も、この不活動の宗教法人が増加しつつある実態を懸念し、いわゆる「青空寺院」の抑止に向けた通達を2006年に発出している。各寺院を擁する伝統仏教の各宗派組織では、人口減少が進む過疎地域に所在する寺院の統廃合を視野に入れた研究を進めようとしている²⁾。

寺院研究に対する社会的要請が高まっている中で、筆者は中山間地域において寺院が直面する問題を時系列的に整理し、仮説として提起している。これは中山間地域における寺院の変化をとらえる枠組みであり、本稿もこれに基づいて位置づけることができる。寺院問題は第Ⅰ段階の「檀家の減少」、第Ⅱ段階の「寺院の無居住化」、第Ⅲ段階の「無住職化」、第Ⅳ段階の「廃寺化」の4段階で進行し、その速度（時間差）や現段階の分布にも地域差があることを指摘している。次に、その概要を述べる。

第Ⅰ段階の「檀家の減少」は、檀家家族の域外転出に伴う空間的分散居住により「墓じまい」や「仏壇じまい」、仏事や寺檀関係が継承されなくなることにより檀家の減少が実質的に始まる段階である。第Ⅱ段階は「寺院の無居住化」で、檀家の減少により住職やその家族（以下、寺族）が生計を支えるために兼職し、住職後継者たる長男も転出するなどして跡継ぎを確保できなく

¹ 社会科教育系列

なり、住職死去後に寺族の「寺離れ」がもたらされ無居住化する段階である。この段階では専任住職が確保できないために、他寺院から代理の住職（以下、代務住職）が選任される。

第Ⅳ段階は、代務住職も自身の後継者を確保できずに高齢化し、実質的に無住職となる段階である。この段階では、本堂などの堂宇（どうう）や住職の住居である庫裏（くり）といった建造物が少数の檀家では管理できずに放置、損壊する。つまり「廃寺化」であり、建造物（堂宇や庫裏）が倒壊、放置され、いわゆる「青空寺院」と化する段階である。放置された建造物や土地の処分が問題となる。現在の中山間地域では、第Ⅰ段階と第Ⅱ段階にある寺院が相当数に上ると推測される。

以上の枠組みをふまえると、本稿の対象寺院は第Ⅱ段階にあたる。そこで本稿は、無居住化を直接的にもたらす寺族の動向をとらえ、無居住寺院の実態や無居住に至るまでの過程を明らかにすることを目的とする。

研究の遂行にあたっては、寺院の運営や住職とその家族に関する詳細な情報、および原則非公開となっている各宗派における宗務データの収集が不可欠であるため、宗派組織や対象各寺院の協力を得ることが前提条件となる。本稿のような問題意識を有した研究の実施は、組織的な協力が得られないためにこれまで困難を極めたが、近年の寺院を取り巻く状況変化に呼応して宗派組織が積極的に実態把握に努め、研究者と連携するようになりつつある。本稿で提示されるデータは、こうした状況を受けてこれらの前提条件が満たされたことにより得られている。

対象地域としたのは、全国でも過疎化が逸早く進んだ中国山地のうち、そのほぼ中央に位置する広島県三次市と庄原市の「備北地域」とよばれる地域である。広島市とは高速道路で60～90分程度の距離にあり、他出子の多くが同市に居住するなどその人口吸引力が強く作用する地域でもある。研究の協力が得られた対象寺院は、両市の全域に所在する日蓮宗の寺院11ヶ寺とその檀家である。当該事象の特性を顕著に示す寺院の事例を取り上げることによって、中山間地域における寺院問題とその地域的特質を明らかにしたい。

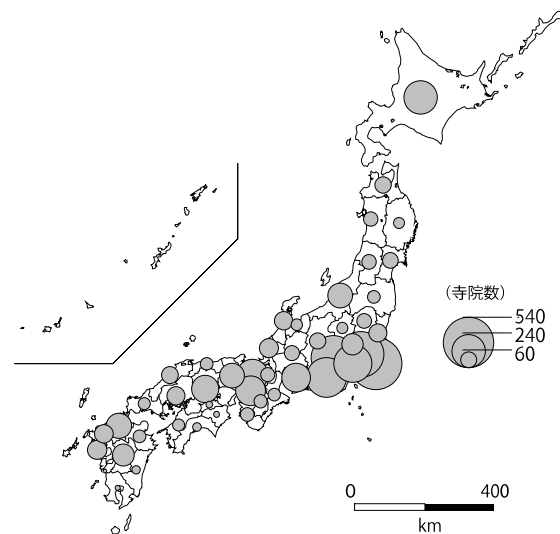
本稿は、本章を含め5章で構成される。2章では対象地域における11ヶ寺の存在形態を確認する。3章では、無居住化の手前に位置する専任住職寺院を取り上げ、当該寺族の構成を明らかにし、その構成変化や住職後継者の動向を指摘する。4章では、無居住化した代務住職寺院を取り上げ、寺族が「寺離れ」するプロセスと現状、ならびに無住化後における代務住職や檀家の対応を明らかにする。そして、5章では本稿で明らかになったことをふまえて、地理学における現代寺院研究の可能性について述べておきたい。

2. 対象地域における寺院の存在形態

1) 過疎地域における日蓮宗寺院

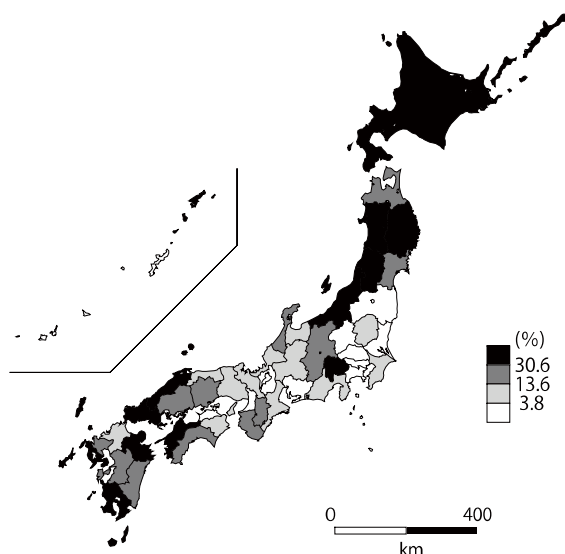
まず、対象として取り上げた日蓮宗寺院の過疎地域における状況を明らかにしておく。

第1図によれば、同宗の寺院は関東地方

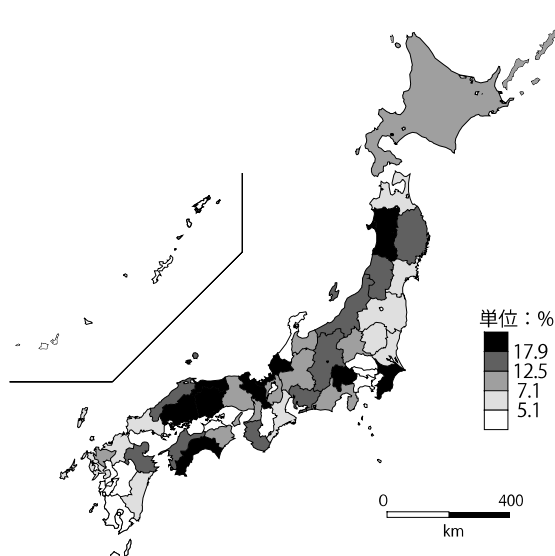


第1図 都道府県別の日蓮宗寺院の分布(2018年)

資料: 日蓮宗宗務院資料を基に作成



第2図 都道府県別の日蓮宗寺院における過疎指定地域寺院数の比率(2018年)
資料: 日蓮宗宗務院資料を基に作成



第3図 都道府県別の日蓮宗寺院における代務住職寺院数の比率(2018年)
資料: 日蓮宗宗務院資料を基に作成

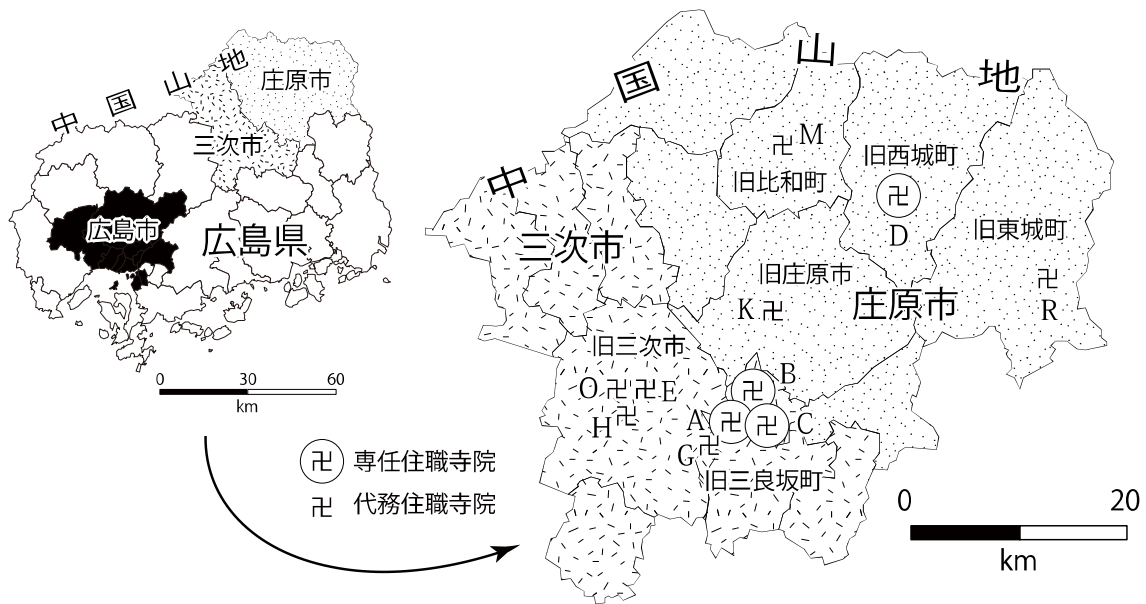
千葉県 28.9%, 福井県 26.8%, 秋田県 26.0%, 広島県 25.0%などの順となる。このうち千葉県は首都圏に位置するものの、過疎指定地域が集中する房総半島南部の安房地域に集積していることが影響している。

本稿で対象とする広島県の日蓮宗寺院は、全国スケールの絶対値でみれば多くはない。しかし、中国山地という人口減少地域をひかえた地域で、過疎地域寺院比率や代務寺院比率が相対的に高くなっており、本稿の枠組みで提示する寺院問題をとらえやすい地域といえ、研究対象として取り上げた。

南部から東海地方、近畿地方にかけて集積していることがわかる。これは同宗の教線が各時代の政治経済の中心地域において空間的に拡大されたため、檀家の多くが都市に居住し寺院を建立していったことによる。2018年における都道府県別の寺院分布をみると、総寺院数 5,173 ケ寺のうち最も多いのは千葉県で 577 ケ寺 (全体比 11.2%), 次いで東京都の 446 ケ寺 (同 8.6%), 山梨県 417 ケ寺 (同 8.1%), 静岡県 340 ケ寺 (同 6.6%), 神奈川県 308 ケ寺 (同 6.0%), 京都府 214 ケ寺 (同 4.1%), 大阪府 196 ケ寺 (同 3.8%), 愛知県 181 ケ寺 (同 3.5%) を数える。日蓮宗寺院の分布は、我が国の中心地域に集中している。

もちろん周辺地域にも日蓮宗寺院は分布しており、当該地域では過疎指定地域に分布する寺院数の比率が高くなっている (第2図)。最も高いのは大分県で 62.5%, 次いで島根県 56.7% (38 ケ寺), 秋田県の 56.0% (28 ケ寺), 北海道 52.3% (127 ケ寺), 山口県 50.0% (18 ケ寺), 鹿児島県 50.0% (4 ケ寺) などである。ただし、絶対値としての寺院数は北海道や山梨県 (46.8%で 195 ケ寺) を除けば少数であり、同宗の総寺院数に占める過疎地域に立地する寺院の割合は 16.6%にとどまる。

一方、専任の住職を確保できず代理の住職 (以下、代務住職) となっている寺院の分布をみると、過疎地域寺院が多い都道府県で顕著なことがわかる。第3図は、代務住職となっている寺院の比率を示したものであるが、過疎指定地域が広く分布する県で高いことがわかる。特に高いのは山梨県で 30.0%に達し、



第 4 図 広島県備北地域の位置と調査対象寺院の分布

注: 図中のアルファベットは寺院名を示す

資料: 現地調査を基に作成

2) 備北地域における日蓮宗寺院

広島県備北地域の日蓮宗寺院は、中国山地という「真宗地帯」にありながらも山陰と山陽を結ぶ旧街道沿いや、平成の大合併前の旧役場が所在する中心集落などに 11 ヶ寺が展開する（第 4 図）。このうち代務住職寺院は 7 ヶ寺で、地元の専任住職 3 人が 6 ヶ寺の代務住職を担い、残る 1 ヶ寺は 90km 離れた岡山県吉備中央町にある E 寺住職が代務住職に就任していた。代務住職の選任やその活動については 4 章で詳述することとし、ここでは無居住寺院の建造物や境内の状態を概観したい。



写真 1 建造物の損傷が進む無居住寺院 O 寺

資料: 2018 年 6 月撮影

代務住職寺院のうち 6 ヶ寺は無居住寺院であり、1 ヶ寺 (H) は代務住職の寺族が居住して無居住ではない。このうち三次市や庄原市の市街地に立地するのは 4 ヶ寺で、3 ヶ寺 (E・O・K) が無居住となっていた。一方、農村部に立地するのは専任住職寺院 4 ヶ寺 (A・B・C・D) と代務住職寺院 3 ヶ寺 (G・M・R) で、後者はいずれも無居住となっていた。

無居住となっている寺院では、三次市街地にある O 寺で木造の本堂の損傷が目立ち、屋根瓦が一部剥がれ落ち、外壁も剥がれ始めているためビニールシートで覆われていた。庫裏は老朽化のため撤去され空き地となっていたほか（写真 1）、境内の一角には 20 基ほどの墓石が並ぶ境内墓地があった。一方、庄原市の農村部にある R 寺は、2002 年に本堂が木造モルタル瓦葺きで改築され原状を維持していたが、木造の庫裏は長年にわたり住職が居住してこなかつ



写真2 長年空き家となって倒壊する
無居住寺院R寺の庫裏(くり)

資料:2018年6月撮影



写真3 檀家によって管理される無居住寺院K寺

資料:2018年6月撮影



写真4 整備された境内を有する無居住寺院E寺

資料:2018年6月撮影

たために屋根が朽ちて倒壊し、雑草が生い茂る状態であった(写真2)。10基ほどの墓石が並ぶ境内墓地もあったが、それでも墓参りはあるようで草は刈られ管理されているようであった。

その他の無居住寺院4ヶ寺では檀家による堂宇への手入れがなされ、原状が維持されていた。特に庄原市街地にあるK寺(写真3)や三次市街地にあるE寺(写真4)は、5~6間四方もある大きな本堂を擁し、境内には文化財を収める宝蔵や鎮守堂、墓地も整備されていた。ただし、庫裏については使用できる寺院とそうでない寺院があり、後者の場合は管理が行き届いていないことや老朽化の補修がままならないことが要因となっていた。

3. 少数化する寺族と住職後継者の動向

次に、専任住職寺院を対象に寺族の構成を確認し、住職後継者の動向をとらえたい。寺院の無居住化プロセスを復原するための手がかりを得るためにも、現住寺族の実態を把握しておくことが必要である。

前述したように備北地域における専任住職寺院は三次市の農村部に位置する旧三良坂町にある4ヶ寺にとどまる。寺院内に居住する寺族の構成(第1表)をみると、第1世代の住職とその妻たる寺庭婦人の2人で構成されており、明らかに寺族の少数化を示している。A寺とB寺には第2世代に男子がいるものの、C寺とD寺には子ども世代にあたる第2世代がいない。そのため、住職の直系による血縁者を後継にすることはできない。

寺族も檀家家族と同様に空間的に分散居住しており、B寺では住職の長男が三次市内に近居しているものの、教師資格を取得していないこともあって実家を転出している。教師資格を取得していないことをみると、早い段階で後継の意思がなかったことが窺える。住職の孫は長男に息子3人、長女に息子2人がおり、まだ学齢期でもあり住職たる祖父の後継になる可能性は存在する。長男の家族が月1回の頻度でB寺に帰省して住職夫婦を手伝っており、老親子の意思疎通は図られているようであった。これ

第 1 表 専任住職寺院における寺族の構成(2018 年)

寺院名	所在地域	檀家数	住職が担当する 代務寺院 (所在地域)	同居する寺族の構成				他出している寺族			
				第1世代		第2世代		男性	女性	居住地域	帰省頻度
				男性	女性	男性	女性	男性	女性		
A寺	三次市 三良坂町	230	H寺 (旧三次市) J寺 (旧上下町)	67 住職	67 寺庭婦人	24 (長男) 大学生		33 (長女夫) 会社員	29 (長女) 会社員	東京都	年2回
B寺	三次市 三良坂町	60	E寺 (旧三次市) G寺 (旧三良坂町)	72 住職	68 寺庭婦人			43 (長男) 会社員	44 (長男妻) 会社員	三次市	月1回
								19 専門学校生			
								17 高校生			
								12 中学生			
								49 (長女夫) 会社員	39 (長女) パート	広島市 安佐南区	年2回
								12 小学生			
								10 小学生			
									6 幼稚園		
C寺	三次市 三良坂町	56	無	49 住職	43 団体職員						
D寺	庄原市 西城町	150	K寺 (旧庄原市) M寺 (旧比和町)	34 住職	41 寺庭婦人			49 (前住職長男) 団体職員		広島市 安佐北区	ほとんどない
								47 (前住職二男) 会社員			
										70代 (前住職弟妻) 無職	

注1)同居する寺族の構成と他出している寺族の構成のうち、上段の数字は年齢、中段の()は住職との続柄、下段は職業を表す。

注2)他出する寺族は家族単位で表示してあるが、配偶者などの情報が得られなかった寺族もある。

資料:現地調査を基に作成

に対して、住職後継者として教師資格を有し、寺院の仕事に従事しているのはA寺のみであった。24歳の長男は一般大学を卒業後、教師資格を得るために日蓮宗の宗門大学へ進学し、2018年時点で在学中であった。8月の棚経(盆の檀家回り)や年中行事の法要のたびに帰省して、実家の仕事を手伝っている。

ところで、A寺において後継者が確保されている背景には、寺院を支える檀家が一定数存在するという点が大きい。A寺の檀家数は230戸を数え対象地域では最大で、4章で後述するが担当する代務寺院の檀家数も加えると300戸近くに上る。寺院の管理に加え、寺族の生計を支えるだけの檀家数が存在することが重要である³⁾。

また、D寺では他出している寺族が月1~2回の頻度で帰省して、実家の行事や境内の管理を手伝っている事例であった。帰省するのは住職の妻のきょうだいとその父親である前住職の義妹であり、いずれも広島市安佐南区に居住して旧西城町にあるD寺とを往復していた。住職と寺庭婦人の2人だけでは境内の管理や年中行事の運営は手が回らず、親族のサポートは大きいと話していた。なお、D寺の前住職には息子2人と娘1人がいたが、男子は後継の意思を示さずに広島市内へ転出し、残った末子の長女が現住職を婿養子に迎えて2015年に住職を継承していた。現住職は一般家庭の出身で会社員であったが、2011年の結婚を機に教師資格を取得するために宗門大学で必要単位を修得、本山での修行を経て住職に就任していた。住職に就任してからは後述のK寺前住職から寺院運営のノウハウなどを指導され、現在に至っている。直系家族による住職後継が困難になりつつあるなかで、後継者確保に向けた寺族の努力を示す事例といえるだろう。

4. 「寺離れ」する寺族と寺院の無居住化

1) 寺族の「寺離れ」の経緯と代務住職の就任

次に、住職後継者が得られずに寺族が当該寺院を退去、寺院が無居住化し、代務住職が就任していく過程を検討する。3章では専任住職が得られている寺院であっても、後継者が確保できずに将来的に無居住化する可能性が高い実態を明らかにした。これをふまえて、すでに無居住化した寺院を対象に元寺族の行動から「寺族の寺離れ」の実態を明らかにしたい。

備北地域において寺院の無居住化が進んだのは比較的最近の2000年代であり、その無居住寺院は三次市や庄原市の中心市街地と農村部にそれぞれ3ヶ寺が分布する(第4図)。住職が不在になった経緯をみると、前住職の死去をきっかけにして生じており、自身の息子や女婿がありながらも後継者にできなかったことが要因となっている。聞き取りから得られた情報を第2表に整理し、寺族の寺離れを後継者の動向に基づきながら述べておく。

三次市市街地にあるE寺は60戸ほどの檀家を有し、地元三次藩ゆかりの寺院として堂宇の規模が大きく、境内には寺宝を保管する宝蔵を擁する寺院である。前住職には長男(現在50歳代)がおり住職後継者として周囲から意識されていたが、一般大学に進学し中学校教員として安芸高田市内の学校に勤務、学齢期に「得度(とくど)」(教師になるための最初の手続き)はしているものの、20歳以降に日蓮宗の教師資格を取得することはなかった。2013年に前住職が死去して後は寺庭婦人たる母親を安芸高田市内の自宅に引き取り、E寺は無居住となった。このことから、早い時期から住職を受け継ぐ意識が希薄であったことが推測される。現在は中学校校長を務め、両親の墓がE寺境内にあるため同寺の檀家となっており、年中行事には妻とともに参列を欠かさないという。代務住職には、生前に前住職からの依頼を受けたB寺住職が就任している。

同じく、三次市街地にあるO寺はわずか7戸の檀家によって維持されているが、建造物は小

第2表 代務住職寺院における前住職寺族のゆくえ

寺院	所在地域	現在の代務住職との関係	前寺族のゆくえ
H寺	旧三次市	前住職がA寺住職に就任	・前住職が本務寺院(A寺)に移動 ・A寺に比べ、H寺は利便性の高い立地のため、生活の拠点を置き続ける
E寺	旧三次市	A寺住職より依頼	・長男(50歳代)は中学校教員(安芸高田市在住)であるが、教師資格を持たない ・長女(50歳代)の消息は不明 ・両親の墓がE寺にあり、檀家となっている
O寺	旧三次市	前代務住職G寺の女婿	・G寺前住職が代務住職を務めていたため、女婿である現代務住職が引き継いだ ・前住職の長男は、大阪市に在住、独身、2年前に死去 ・長女(60歳代)は、三次市内に在住、教員の夫と結婚、子どもは不明
G寺	旧三良坂町	前住職の女婿	・前住職には3人の娘がおり、長女(60歳代)が代務住職に嫁ぐ ・次女は大阪市(60歳代)に在住、夫と子ども3人(2男1女)がいる ・三女(60歳代)は三次市内に在住、1人暮らし ・月に1回、長女と次女がG寺へ墓参りに出かける
K寺	旧庄原市	前住職より依頼	・前住職には妻(故人)、長男と長女がいる ・長男(40歳代)は弁護士で、東京都に在住、独身 ・長女(40歳代)は医師に嫁ぎ、神戸市に在住
M寺	旧比和町	前代務住職K寺より依頼	・前代務住職より代務を依頼 ・前住寺族の情報は不明
R寺	旧東城町	前住職の甥	・長期にわたり代務住職が続く ・前住職には子どもがいなかったため、妻の甥(岡山県D寺住職)に代務住職を依頼 ・代務住職の高齢化により、法務を担当できない状態が続く

資料:聞き取り調査を基に作成

規模なもの本堂の損傷はかなり進み、庫裏は撤去されている。1976年に前住職が死去してからは檀家数が僅少ゆえに無居住化しており、対象地域では1980年代に早くから無居住化した寺院である。前住職の長男は大阪市内に居住していたが独身のまま2016年に死去、長女（現在60歳代）は三次市内に教員の夫とともに暮らしているという。O寺は、後述するG寺前住職が生前から代務住職を務めていたが、2013年の死去に伴いB寺住職がG寺やE寺とともに代務住職に就任している。

一方、三次市農村部の旧三良坂町にあるG寺は20戸ほどの檀家があり、代務住職や元寺族、檀家によって建造物や境内の原状が維持されている。前住職には3人の娘がいるが、長女（現在60歳代）は代務住職を務めるB寺住職に嫁ぎ、二女（60歳代）は夫や子供とともに大阪市内に在住し、三女（60歳代）は独身で三次市内に居住する。長女と三女は毎月欠かさずに実家のG寺へ両親の墓参りに行く。前住職の死去（2016年）後は長女婿のB寺住職が縁戚関係によって代務住職に就任している。

庄原市街地にあるK寺は60戸ほどの檀家があり、E寺と同様に堂宇の規模は大きく、檀家総代や近隣檀家が清掃などをして管理している。前住職には長男と長女がそれぞれいたが、長男（現在40歳代）は一般大学を卒業後に弁護士となって東京都に居住し、長女（現在40歳代）は一般大学を卒業後に医師と結婚して神戸市に居住している。長男は教師資格を取得していないため、2015年に前住職が死去してからは、その妻も死去しているため同寺は無居住化した。代務住職は、同寺の前々住職はD寺前住職（現住職の義父）が代務住職を務めていたこともあり、生前に前住職から依頼を受けたD寺現住職が就任している。

庄原市農村部の旧比和町にあるM寺は前々住職が2005年代に死去して無居住化し、K寺前住職が代務住職となっていた。前述のK寺前住職が2015年に死去して後は、D寺現住職が代務住職を引き継いでいる。近隣檀家からも元寺族の情報は不明で得られなかった。

旧東城町にあるR寺は、わずか5戸の檀家で維持されている。前住職夫妻には子どもがいなかったため、前住職が死去した1963年に、妻の甥にあたる岡山県吉備中央町にあるE寺住職が専任住職に就任した。その後、1986年にE寺の住職として移住してからはR寺は代務住職寺院となり、無居住となっている。現在は、E寺住職も86歳で体力的に通うことが困難となっており、住職後継者もないため年中行事の維持ができなくなっている⁴⁾。同寺の檀家による対応については次節以降で検討したい。

なお無居住寺院ではないが、三次市街地にあるH寺は寺族の一部が居住する代務寺院となっている。同寺は前住職が1997年にA寺の住職に就任したため、前住職たるA寺住職が代務住職に切り替えられた⁵⁾。しかし、他寺院の事例で見たように無居住寺院とはならず、H寺が備北地域で最も生活利便性の高い三次市街地に立地するためA寺住職が自宅を置き続け、寺庭婦人が留守番として常住している。

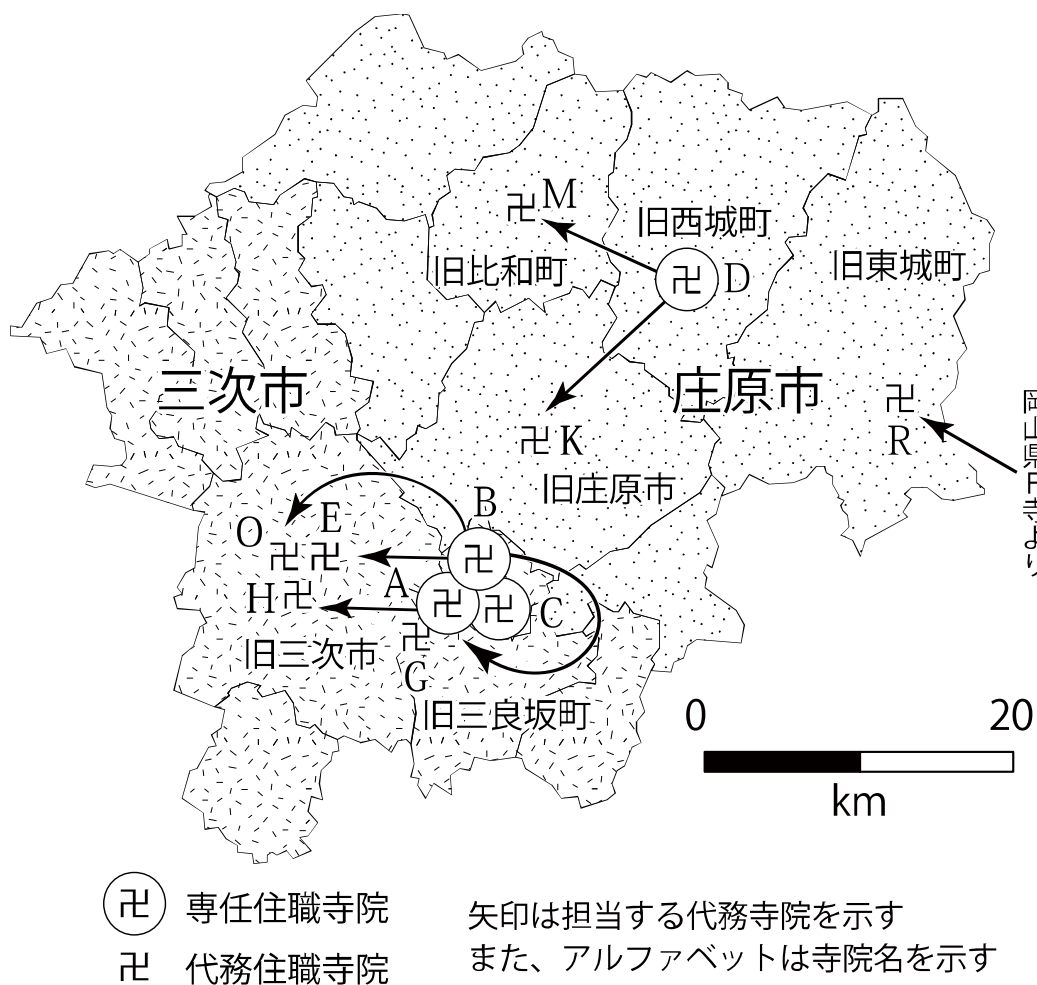
このように寺院の無居住化過程をみると、住職後継者の動向が大きく作用していることがわかる。住職の息子たちの多くは備北地域外に転出し、住職を継承することなく教師以外の職（教員や弁護士、会社員）に従事していた。女性の子どもの多くは、非教師との結婚を機に域外へ転出していた。男性の場合、学齢期に得度はしたものの20歳以降に教師資格を取得しないことから、早い段階で住職継承の意思を持っていなかったことが示唆された。この要因には、檀家の減少に加え生計維持のために兼職しようとするも、当該地域の労働市場が縮小して適当な職が見つからないことや住職との兼職が制限されている職種もあること、教師資格取得

のための本山での修行期間の問題などもある一方で、住職による後継者育成の意欲も要因になっていることが考えられる。また代務住職の選任には、代務住職となった寺院の前住職との関係性もあることがわかった。本稿の事例では、前住職からの依頼や血縁関係などが作用していた。

2) 代務住職の活動

次に、代務住職に注目して無居住化した寺院の活動実態を検討する。

代務住職が代務寺院に関与する頻度は、代務住職の自宅がある本務寺院と担当する代務寺院との地理的關係に制約されると考えられる。代務住職の本務寺院から担当代務寺院までは10～30kmの距離があり、自動車で20～40分の移動時間を要する(第5図)。代務住職たちはいずれも自動車を駆使して担当寺院での活動を展開している。三次市では旧三良坂町にあるA寺とB寺の住職が旧三次市や旧三良坂町の代務寺院に、庄原市では旧西城町のD寺住職が旧庄原市中心部や旧比和町に通っている。一方、旧東城町にあるR寺では岡山県吉備中央町から代務住職が90kmの距離を往復していたが、高齢のために長距離運転がままならなくなりR寺への関



第5図 代務住職の本務寺院と代務寺院との空間的關係

資料:聞き取り調査を基に作成

与ができない事態となっている。

代務住職の日常活動は各代務寺院が独自に年中行事（第3表）を設定しているため、各寺院の行事に対応して実践されている。例えば、第3表にあるB寺の住職は本務寺院に加え3ヶ寺の代務寺院（E寺・O寺・G寺）を担当しているが、宗祖日蓮の忌日法要である「御会式（おえしき）」が10～11月に集中し、8月の「施餓鬼会（せがきえ）」や3月と9月の「彼岸会（ひがんえ）」が当該期間に連続するなど、本務寺院に加え担当代務寺院で同じ種目の法要を繰り返し担っている。担当する代務寺院数が多くなるほど年中行事の件数は増え、時期も重なるため日程が込み合うことになる。また、代務寺院が多いほど檀家数も増加するため、自分が担当する法事や葬儀の件数も増加し、かえって多忙化が進むことになる。葬儀や法事の依頼や相談等は、檀家から代務住職の携帯電話に直接連絡があるため、どこにいても檀家との連絡が取れるようになっていた。コミュニケーションツールの発達で、空間を超えて寺院と檀家とを結びつけていることがわかる。

そして、代務住職や寺庭婦人には、法要以外にも代務寺院における堂宇や境内管理の仕事もある。担当する代務寺院の檀家と協力しながら遂行されているが、正月や盆、彼岸における本堂の大掃除や仏前の荘厳（しょうごん）、境内の清掃作業などがあり、当然であるが時期は同じで対応に追われることとなる。このように、代務寺院に対しては本務寺院の同様の丹念な作業はできないが、住職として最低限行わなくてはならない仕事が存在している。

第3表 対象寺院における年中行事の日程

本務寺院		代務寺院					
月 日	行事名	月 日	行事名	月 日	行事名		
A寺	1月1日 新年祝禱会	H寺	1月1日 初祈祷				
	1月3日 七面堂祭典 (飛び地境内)		2月3日 星祭				
	2月3日 星祭		3月彼岸中日 春季彼岸会				
	3月彼岸 彼岸会		8月20日 施餓鬼会				
	4月5日 中興会		9月彼岸中日 秋季彼岸会				
	8月10日 施餓鬼会		10月12日 御会式				
	11月13日 御会式		12月20日 浄焚式				
	毎月12日 遠夜講						
B寺	1月1日 新年祝禱会	E寺	3月彼岸中日前日 春季彼岸会	O寺	1月6日 新年祝禱会	G寺	1月4日 新年祝禱会
	3月彼岸中日 春季彼岸会		8月18日 施餓鬼会		3月彼岸明け日 春季彼岸会		3月彼岸中日 春季彼岸会
	4月8日 降誕会		9月彼岸中日前日 秋季彼岸会		5月1日 笠森稻荷祭典		4月28日 立教開宗会
	8月7日 施餓鬼会		11月11日 御会式		8月16日 施餓鬼会		8月19日 施餓鬼会
	9月彼岸中日 春季彼岸会				9月彼岸明け日 秋季彼岸会		9月彼岸中日 秋季彼岸会
	10月24日 御会式				11月16日 御会式		11月15日 御会式
12月31日 除夜式			12月8日 満月忌				
C寺	8月第1日曜 施餓鬼会						
	11月第1日曜 御会式						
	12月31日 除夜式						
D寺	5月 番神堂祭典	K寺	2月3日 節分祭	M寺	2月3日 妙見堂祭典		
	8月16日 施餓鬼会		5月1日 最上稻荷祭典		8月3日 盂蘭盆会		
	11月13日 御会式		8月17日 施餓鬼会		10月 御会式		
			10月末日 御会式				
			12月31日 越年祭				
F寺		R寺	4月8日 降誕会				
			8月25日 施餓鬼会				
			10月13日 御会式				

注1) 寺院名のアルファベットは第4図に同じ。

2) F寺の年中行事は聞き取りを行っていないため空欄とした。

資料: 聞き取り調査を基に作成

3) 無居住化に対応する檀家の活動

寺院の一部で1980年代に始まった無居住化に対して、檀家はどのように対応しようとしているのであろうか。次に、無居住寺院の檀家に注目して彼らの行動を明らかにしたい。

対象となった無居住寺院の檀家数を確認すると、都市部のE寺・O寺・K寺では7~60戸、農村部のG寺・M寺・R寺では5~20戸であり、差はあるがいずれも少数である。現地調査では、堂宇や境内の日常的な管理は近隣に居住する檀家や代務住職とその寺族が担っていることがわかった。例えば、K寺では月に1回の頻度で檀家が本堂や境内の清掃作業に入るし、G寺では前住職の親族（B寺住職とその妻ら）が通って管理している。また、無居住寺院でも年中行事は維持されており、少なくとも年5~6回は代務住職や檀家が集まる機会があるため、その際には必然的にメンテナンス作業が加えられる。各寺院とも総代を中心に「護持会」とよばれる寺院の管理組織を作っており、何か異常があれば護持会役員（総代と一般檀家から選出された役員）が駆けつけている。



写真 5 檀家によって進められる法要の準備
2018年8月撮影



写真 6 檀家のみによって営まれた法要
(手前にCDプレイヤーが置かれている)
2018年8月撮影

しかしながら、護持会組織でも対応できない事態が生じているのがR寺とO寺である。両者とも10戸に満たない少数檀家の寺院で、前述したようにO寺の庫裏はすでに撤去され、R寺では倒壊していた。これは修繕費用の捻出ができなかったためであり、それでもO寺では廃材の撤去がなされ更地にするまでの対応はできていた。R寺庫裏の撤去はいまだ手つかずの状態であり、数百万円に上る撤去費用を5戸の檀家で担うのは難しいとのことであった。また、護持会には宗門へ毎年納める課金（上納金）や火災保険料などの負担もあり、経済的負担は小さくない。

そのR寺であるが、高齢化により代務住職が関与できない状況が近年続いており、年中法要を檀家だけで行う対応がとられていた。例えば、毎年8月25日の施餓鬼会では5戸の檀家家族が出て本堂の清掃と供物を調べ、ろうそくの灯明をとすなどして仏前を荘厳し（写真5）、代務住職に代わって総代のI氏が導師となって法要を行っていた。また、I氏は檀家の墓に供えられる塔婆も墨書しており、

それは僧侶の筆と遜色のないものであった。とはいえ、I氏は僧侶ではないため読経はCDプレイヤーから流される音声に合わせて唱和されていた（写真6）。

無居住寺院が存続するための最大の要件として、インフラとしての堂宇や庫裏の維持が挙げ

られる。備北地域ではO寺やR寺といった少数檀家の寺院を除けば2000年以降に無居住化が始まったため、インフラの機能は維持されている。これらの建造物の管理や修繕費用が檀家によって負担されている間は問題ないが、それが困難になってひとたび損傷が始まると寺院としての機能そのものが失われる可能性が大きい。庫裏が使用できないO寺やR寺でみたように、本堂さえ何とか維持できていれば法要は行えるため寺院としての機能は保たれている。ただ、建造物が傷んだり倒壊したまま放置されたりしていると、「あきらめ意識」が醸成されてしまい檀家の護持意識は低下しかねないと思われる。今後、少数化が見込まれる檀家が管理コストを負担し続けるのは難しくなると思われ、寺院の存続も危うくなる。

これに対して、管理者としての代務住職が修繕費用を負担することも想定されるが、本務寺院の管理が中心であり、あくまでも期間限定でコミットすることを前提とする代務寺院にまで経済的負担を担うことは困難である。加えて後継者難に伴う代務住職の高齢化により職務も遂行できなくなっており、過疎疎地域寺院はいかに少数の教師と檀家によって維持しうるのかを考えなくてはならない時期に来ている。

5. おわりに

最後に、本稿で明らかとなった広島県備北地域における寺院の実態をまとめ、地理学における寺院研究の可能性に言及してみたい。

本稿で明らかになったことは、中山間地域の寺院では檀家の減少に伴って住職の家族たる寺族も対応を迫られているということである。檀家の減少は進んでも現任の住職は死去するまで在任していた人が多い。しかし、その息子たちである住職後継者は父親から住職を継承しようとはせず、僧侶以外の職に就いて域外に転出していき、父親である住職もそれを容認していたようであった。檀家と同様に寺族の空間的分散居住が進み、住職後継者が得られない寺院では住職死去後に寺族が当該寺院を退去する「寺族の寺離れ」を引き起こし、結果として無居住化が生じていた。この寺族の寺離れは、住職の後継者が教師資格を取得せずに僧侶以外の職に就いて域外へ転出した時点で、すでに出現していたとしたほうが自然なのかもしれない。これに対して檀家の家族は、他出子を輩出して空間的分散居住が進んでいるものの、在村する老親世代を中心に菩提寺を維持しようとする行動が確認できた。

昨今、「檀家の寺離れ」が膾炙されているが、寺院の存立を考えるうえで「寺族の寺離れ」は檀家の寺離れとあいまって寺院の無居住化を加速させていると考えられる。前述するように、檀家は空間的分散居住と在村老親の高齢化により、地元寺院の維持活動から離脱せざるをえない環境にある。他出子の動向が檀家であることを決める要素になるが、その前に寺族側が離脱してしまうと他出子たちにネガティブなインパクトを与えかねないと思われる。そうならないようにするためにも、できるだけ寺院後継者を実家たる寺院につなぎとめる工夫が宗派組織に求められている。各宗派における教師人口は減少と同時に高齢化が進んでおり、住職後継者の不足が差し迫っている⁶⁾。兼職しながら教師資格を取得しやすくする環境や、兼職しやすい環境を整備することも方策の一つであろう。それと同時に、少数の教師でも広域に分布する寺院を管理できるシステムの構築も求められている。

そして、地理学における寺院研究の可能性について指摘しておきたい。寺院をめぐるのは、文化地理学や村落社会地理学において宗教施設の立地という宗教景観や地域社会によるその受容という観点から、信者の分布や信者をめぐるコミュニティ、宗教施設の分布、都市空間や村

落空間の構造がテーマとして扱われてきた(松井, 2013)。これらの研究では宗教施設を直接的に扱うのではなく、宗教施設をめぐる地域状況の解明という間接的な扱いに終始してきた。言い換えれば、宗教施設は安定した存在であり、変容しないことを前提に議論が進められてきたといえる。しかし、本稿からは人口減少地域において宗教施設は変化を余儀なくされ、大きな性格変容が出現していることが確認できた。ここに宗教施設が立地する地域という文脈からそれぞれのものを分析する必要性が生じており、宗教施設の変化を通して地域を明らかにすることの意義を見出すことができる⁷⁾。宗教施設は地域社会や地域経済の変化を受けて変化する存在であり、地理学的分析の有効性がここに示されるといえる。今後はこの観点からの研究を実践しなくてはならない。

注

- 1) 年中儀礼や人生儀礼を担い、地域住民たる檀家が葬儀や法事を営み、その善意に基づく布施によって活動が支えられ、現代においては鎌倉仏教を起源とする宗派に属する寺院がその中心をなしている。
- 2) 中山間地域における寺院の異変を逸早く報じたのが、1988年に放映されたNHK特集『寺が消える』であった。このレポートは過疎化が早くから進行した中国山地の特異な事例として位置づけられてきたが、人口減少社会が全国的に形づくられることをふまえればもはや特異なことではなくなっている。
- 3) このことは、日蓮宗が所属寺院に対して隔年で実施する「宗勢調査」からも裏付けられている。2012年のデータによれば、檀家が30戸以下の寺院では後継者の不在率が50%を上回り、101戸以上の寺院では70%以上で後継者が得られていた。後継者の有無は、檀家数の規模と明白な相関関係が認められている。
- 4) F寺住職には後継者がおらず、必然的にR寺の代務住職の担い手もないことになる。
- 5) 前述するように、A寺は200戸を超える檀家を有しており、当該地域の日蓮宗寺院では最も多くの檀家数となっている。また歴史的格式も高い寺院でもあり、A寺住職に身分が切り替えられ、後継者の育成が図られている。
- 6) 例えば、日蓮宗教師の高齢化率は2017年時点で38.4%に上っており、全国の過疎指定地域における高齢化率36.7%(2015年)とほぼ同じ水準にある。
- 7) 筆者はかつて信仰集団の変容を、それが存在する過疎山村の社会経済的変化との関連から明らかにしている(中條, 2001)。

文献

- 相澤秀生・川又俊則編(2019):『岐路に立つ仏教寺院—曹洞宗宗勢総合調査2015年を中心に—』法蔵館。
- 櫻井義秀・川又俊則編(2016):『人口減少社会と寺院—ソーシャル・キャピタルの視座から—』法蔵館。
- 中條暁仁(2001):過疎山村における講集団の変化と村落社会—島根県仁多町阿井地区の事例—。地理科学 56, 211-231。
- 松井圭介(2013):宗教の地理学。人文地理学会編『人文地理学事典』丸善出版, 300-301。
- 山本 努・高野和良(2013):過疎の新しい段階と地域生活構造の変容—市町村合併前後の大方

県中津江村調査から一．日本村落研究学会編『年報村落社会研究 49 検証・平成の大合併と農山村』農山漁村文化協会，81-114.

付記

本研究を進めるにあたっては，田野岡亨悦氏をはじめとする広島県備北地域の住職の皆様，三原正資先生をはじめとする日蓮宗現代宗教研究所の先生方に多くのご教示と現地調査の実施におけるご支援をいただきました。記して御礼申し上げます。

なお，本稿の骨子は2019年人文地理学会大会（関西大学）において発表した。また，本研究は科学研究費補助金基盤研究（B）「現代山村の存立構造とレジリエンス—山村の持続可能性の追究—」（研究代表者：岡橋秀典奈良大学教授），および基盤研究（A）「集落再編の国際比較と生活空間論による再考」（研究代表者：小島泰雄京都大学教授）による研究成果の一部である。